

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年3月まで

私の父が亡くなった後、父の年金記録のお知らせの書類が届いたので、国民年金の納付記録を確認したところ、父親について申立期間が未納期間とされていることが判明した。

その一方で、母親の国民年金手帳には、ちょうど今般の申立期間と同じ期間に係る国民年金保険料を、昭和50年11月27日に、まとめて納付したという領収書が貼付してあることから、母親が保険料を納付しているのであれば、同様に父親についても納付しているのではないかと思う。

父親の年金手帳については、父親が亡くなった際、遺族年金等の手続を行うため、関係書類一式と共に社会保険事務所(当時)に提出したので、今となってはその内容を確認できない。これについては、前述の手続を行ってから一年もたたない頃、社会保険事務所に対して返すよう求めたが、「既に焼却処分したために返せない。」と言われ、年金記録の管理に対し、さらに不信感を持った。調査の上、父親の納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の11か月間を除いて国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の前後の期間は保険料納付済期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年4月に申立人と連番で手帳記号番号の払出しを受け、申立人と保険料納付をともにしていたとしている申立人の妻についても、国民年金の制度が発足して以降、老齢基礎年金受給資格が発生する月までの期間、保険料を全て納

付していることが確認できることから、申立人及びその妻の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付したという明確な記憶を有していないが、申立人の妻が所持する領収証書によると、申立期間と一致する期間に係る自身の保険料を、昭和 50 年 11 月 27 日に、当時実施期間中であった国民年金法附則第 18 条に基づく第二回特例納付制度を用いて特例納付していることが明確に確認できる。この場合、上記申立人の妻の特例納付時には、申立人についても、その妻と一緒に、申立期間に係る保険料を特例納付可能であった上、申立人又はその妻のいずれかが、夫婦の未納期間を認識していたと考えるのが自然であることから、申立内容どおり、申立人とその妻が保険料納付を共にしていたとすると、どちらも高い納付意識を持つ申立人又はその妻のいずれかによって、申立期間に係る保険料が夫婦一緒に特例納付されたと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私の夫は、勤めていた会社を昭和42年9月に退職し、自営業を開始した。その後、町内の人から国民年金のことを聞き、夫婦で一緒に国民年金に加入した。しばらくして、国民年金保険料は2年間遡って納付できることを聞き、50年12月27日に、私が夫婦二人分の保険料を2年間遡って納付した。その時の私の領収証書は平成4年に家を建て替えた時に処分してしまったが、年金手帳に貼り付けた夫の領収証書は残っているし、この後も夫婦二人分の保険料は私が一緒に納付してきたので、間違いなく申立期間の保険料も一緒に納付している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に後続する昭和48年4月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、夫婦で一緒に国民年金に加入し、申立人が全ての国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月に連番で払い出されている上、夫婦が所持する国民年金手帳によると、保険料の納付日が確認できる昭和48年度及び49年度の夫婦の納付日は全て同一日であることが確認できることから、申立内容の信憑性は高い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人自らが2年間遡って夫婦二人分納付し、領収証書については、国民年金手帳に貼付していた夫の領収証書のみが残っていると主張しているところ、当該領収証書によると、申立期間の保険料が第2回特例納付の実施期間である昭和50年12月27日に、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認でき、常に夫

婦二人分の保険料を自らが納付してきたとする申立人が、申立期間の保険料についても夫婦二人分納付したと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿によると、氏名欄において、申立人の名が、本来の漢字とは異なった略字体で記載されている上、特殊台帳によると、誤った読みがなで名が記載されていることが確認でき、氏名を含めた申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、大学在学中であった平成3年頃、法改正で学生も新たに国民年金の強制加入対象者となることを、新聞記事及び大学の広報誌で知り、収入の無い学生については、免除制度があるということも知っていた。また、当時、友人及び親とも国民年金の話をした記憶がある。

国民年金の加入手続については定かでないが、年金手帳が郵送されてきた後、平成3年4月にA市役所の国民年金の窓口へ免除の手続に行った。しかし、その際、窓口で学生証を提示するだけでは免除申請を受け付けてもらえず、大学の在学証明書を提出するように言われたため、後日、大学から発行してもらった在学証明書を持って、再度、市役所に行き、やっと免除申請が受理されたことを覚えており、そのように短期間に2回も市役所を訪れた自分が、加入手続だけを行って、免除手続を行わなかったとは思えない。なお、免除申請のために市役所を訪れたのは、少なくともその年のゴールデンウィークより前であったと記憶している。

ところが、申立期間は未納期間とされており、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から同年5月初旬頃に市役所を訪れたとしているところ、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の作成日が同年7月中であること、及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年8月に払い出されていることから、申立人は、少なくとも学生が強制適用対象者とされた同年4月以降同年7月以前の時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と整合する。

また、申立人は、申立期間において、当時の制度上、学生の免除制度の対象となる学校に在籍していた上、申立人が、平成3年4月ないしは同年5月に免除申請を行ったとすると、申立期間は全て免除申請の対象期間となる。

さらに、オンライン記録からは、申立期間後の平成4年度及び5年度について、いずれも各々の年の5月末に免除の申出を行い、免除承認がなされていることが確認できる。これについて、申立人は、申立期間と上記2か年度とで、生活状況に特段の変化は無かったとしており、オンライン記録においても、当時申立人を扶養していたとする申立人の父親の標準報酬月額に著しい変化はうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る免除申請手続き時の記憶は比較的鮮明であり、申立内容に不自然な点は見受けられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月から同年12月まで

私は、平成元年4月にA市B区に転居して数か月たった頃、将来のことを考えて、同市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その際、当時の職員から、「過去2年までの未納保険料は遡って納付できる。」と助言があったため、私は、1か月単位に分割した過年度納付書を社会保険事務所（当時）に発行してもらうよう区役所から依頼してもらったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、毎月又はお金に余裕があったときは2か月単位で、A市B区又は同市C区の郵便局窓口で、社会保険事務所から送付された納付書を使用して、遡って納付したと思う。毎月又は2か月単位で過年度納付していた当時、私は、社会保険事務所の過年度納付書と区役所から送付された現年度納付書と併せて、納付期限の先に到来する部分から順に納付していた記憶がある。

当時、私はアルバイト等をしており、手取りで約19万円の給料を受け取っていたので、国民年金保険料は納付することができたと思う。

申立期間について、前後が納付済みになっており、当該期間のみ保険料を納付しないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、平成元年8月10日にA市B区で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、国民年金の加入時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料はオンライン記録上、過年度納付をしたことが確認できる上、申立人は申立期間の前後を通じて職業及び住所を変更しておらず、生活状況に大きな変化がなかったと陳述していることから、申立期間の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和63年11月1日から平成元年1月21日までの期間に係る標準報酬月額記録については、昭和63年11月は24万円、同年12月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月21日から同年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月21日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の、申立期間のうち、平成19年8月8日から20年2月26日までの期間に係る標準報酬月額記録については、19年8月から同年10月までは20万円、同年11月から20年1月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月1日から平成元年1月21日まで
② 平成元年1月21日から同年2月21日まで
③ 平成19年8月8日から20年2月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①の標準報酬月額及びB社に勤務した申立期間③の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く届けられていることが分かった。

また、申立期間②については、A社に平成元年2月20日まで勤務したの

に、同社での加入記録が同年1月21日までしか無い。
申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書により確認できる報酬月額から、昭和63年11月は24万円、同年12月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成元年1月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、3年9月1日付けで再度、適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社は、適用事業所ではなくなった元年1月21日以降、申立期間も事業活動を継続し、しかも申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていることが明らかなことから、同社は、申立期間当時も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る平成元年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、特例法の趣旨に基づき、申立人の標準報酬月額につ

いては、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、平成19年8月から同年10月までは20万円、同年11月から20年1月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から同年5月21日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社及びその関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社からC社に異動した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書、失業保険被保険者資格取得届、D健康保険組合の回答書及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間も継続してC社及びA社に勤務し（昭和44年5月21日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月23日から11年6月5日まで
年金事務所から、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が低すぎるのではないかと問い合わせを受けた。年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は14万2,000円となっているが、約20万円の給与を得ていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成11年5月19日付けで、10年4月23日に遡って、14万2,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（平成11年6月5日）まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人提出の申立期間中の給与明細書（平成10年4月分、同年7月分及び11年2月分）を見ると、遡及訂正前の標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚9人についても、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正が行われている。

さらに、A社に係る不納欠損決議書により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できるほか、当時に代表取締役であった者も、社会保険料を滞納していたと陳述している。

一方、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「B業務に従事していた。」としているところ、同社の元経理課長も申立人について同じ内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成 11 年 5 月 19 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、10 年 4 月 23 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から11年4月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、申立人が資格を喪失した日（平成11年4月1日）の後の平成11年4月8日付けで、10年7月1日に遡って、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚33人についても、平成11年4月8日、同年4月12日及び同年4月14日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。当該同僚33人のうち2人が保管している申立期間当時の給与明細書を見ると、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る不納欠損決議書により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「A社には、B業務の求人広告を見て面接を受けた。」としているところ、元同僚の一人は、「申立人は、私と同じ一般B業務として勤務していた。」と陳述している。

以上の事実を総合的に判断すると、平成11年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、10年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から19年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、15年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から18年8月までは41万円、同年9月から19年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は42万円、同年12月10日は41万円、17年8月10日は19万5,000円、同年12月10日は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年2月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年2月から20年8月までは44万円、同年9月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から21年1月1日まで
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月10日

④ 平成 17 年 8 月 10 日

⑤ 平成 17 年 12 月 10 日

私は、A社で勤務していた。オンライン記録では、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給額よりも低い額が記録されている。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない。

元同僚3人についても同じように処理されていたこともあり、事業主に話をしたところ、「給与から控除していた保険料額に基づく標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を届け出ている。」旨の話を事業主本人から聞いた。標準報酬月額と標準賞与額を適正な額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額、また、16 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、17 年 8 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から 19 年 2 月 1 日までの期間、16 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、17 年 8 月 10 日及び同年 12 月 10 日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、19 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（又は標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（又は賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（又は標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（又は標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人は、平成 15 年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 36 万円、同年 6 月から 18 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 19 年 1 月まで

は 38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないため不明であるものの、申立期間のうち、平成 15 年 4 月から 19 年 1 月までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細において確認できる保険料控除額から、申立人は、平成 16 年 8 月 10 日は 42 万円、同年 12 月 10 日は 41 万円、17 年 8 月 10 日は 19 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 39 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 2 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、11 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 18 年 4 月から同年 6 月まで、及び 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 44 万円、20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 59 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、平成 19 年 2 月から 20 年 8 月までは 44 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年10月1日から19年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における17年10月から18年12月までの標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年1月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から19年9月1日まで

私は、平成17年3月頃にA社に入社し、半年程度の試用期間を経た後、20年4月までの期間において正社員として勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所における申立期間の標準報酬月額が、所持する給与支払明細書で確認できる給与支給額及び銀行口座の給与振込額より低い金額となっている。

給与支払明細書及び銀行口座の明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年10月1日から19年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」

という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成17年10月1日から19年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年11月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与支払明細書及び事業所提出の所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

また、上記の資料により確認できない平成17年10月1日から18年11月1日までの期間については、A社から申立人名義の預金口座に同年11月から19年8月までの期間における振込金額とほぼ同額である30万円前後の金額が振り込まれていることが確認できるほか、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した17年10月分の給与振込額から推定される報酬月額及び保険料控除額から判断すると、当該期間における標準報酬月額を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18万円と記録されている。しかし、申立人提出のA社における給与支払明細書及び同社提出の所得税源泉徴収簿から判断すると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたものと認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年1月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年5月19日から同年5月25日までの期間について、申立人のA社(B船)における資格取得日は同年5月19日、資格喪失日は同年5月25日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年5月の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和29年5月25日から同年7月1日の期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和29年6月の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月19日から同年7月1日まで

私は、申立期間において、B船の乗組員(C業務従事者)として勤務していたが、オンライン記録では、船員として勤務していた申立期間の船員保険被保険者記録が無い。

私が所持している船員手帳から、申立期間にB船に乗っていたことは明らかなので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B船に乗っていたと申し立てしているところ、船舶所有者がA社である船員保険被保険者名簿を見ると、生年月日は申立人と相違しているものの、氏名が申立人と一致する基礎年金番号に未統合となっている船員保険被保険者記録(被保険者期間は昭和29年5月19日から同年5月25日まで)が確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても、昭和 29 年 5 月 19 日から同年 5 月 20 日までとなっている未統合の被保険者記録（「船舶所有者氏名又は名称」はD社）が確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳の記録によると、「船名はB船、雇入日は昭和 29 年 5 月 18 日、雇止日は同年 7 月 1 日、船長の氏名はE」と記載されているところ、当該船長の氏名は、上記のA社に係る被保険者名簿において確認できる上、申立人は「B船の船長であったE氏と一緒に乗っていた。」と陳述していることなどから判断すると、申立人が乗っていたB船はA社が管理していた船舶であったものと推認される。

加えて、上記の未統合となっている船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録では、資格喪失日が数日間相違しているところ、日本年金機構本部は、「当時の社会保険事務所における船員保険の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。」旨回答している。

これらを含めて総合的に判断すると、上記の未統合となっている船員保険被保険者名簿の記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA社(B船)における資格取得日は昭和 29 年 5 月 19 日、資格喪失日は同年 5 月 25 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合となっている船員保険被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人が所持する船員手帳の記録によると、上記のとおり、申立人のB船における雇入日は同年 5 月 18 日、雇止日は同年 7 月 1 日と記録されているところ、管轄年金事務所は、「原則として、船員手帳で確認できる雇用期間は、船員保険被保険者期間と一致するべきものである。」と回答している。

また、当該船舶の船長又は同僚は死亡又は所在が不明であるため事情照会することができないものの、申立人は、「当該期間中もB船に継続して乗っており、途中で降りることはなかった。また、勤務形態及び業務内容にも変化はなかった。」と具体的に陳述している。

さらに、申立人は、「F職であったG氏とは、私がB船で勤務しなくなった頃まで一緒に乗っていたと思う。」と陳述しているところ、G氏のA社における船員保険被保険者記録を見ると、昭和 29 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 6 月 25 日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人の陳述は信憑性^{びょう}が高いと認められる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 5 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間においても船員保険被保険者として勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている船員

保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在は不明であるため事情照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで

年金事務所に A 社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額に比べて低くなっている。

昭和 60 年から 62 年まで給与総支給額は同額であったので、申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、A社から支給されていた給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の昭和 61 年度市・県民税特別徴収税額の納税者の通知書(昭和 60 年分)、昭和 61 年分の給与所得の源泉徴収票及び給与明細書（昭和 61 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 10 月から同年 12 月まで）において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社は平成2年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からは回答を得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は38万円、16年12月21日は53万円、17年7月20日は40万円、同年12月20日は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は38万円、16年12月21日は53万円、17年7月20日は40万円、同年12月20日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は30万円、16年12月21日は43万円、17年7月20日は32万円、同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

申立期間の賞与に係る保険料の控除が確認できるA社の賃金台帳を提出するので、賞与から保険料が控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は30万円、16年12月21日は43万円、17年7月20日は32万円、同年12月20日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月25日、16年12月21日、17年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月20日から同年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月20日から同年8月20日まで
② 昭和34年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和29年8月1日から34年10月31日まで、A社B部門の従業員として勤務し、引き続き同年11月1日から35年10月23日まで、同社C支店でD職として勤務した。

しかし、毎月の給与から保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述及びA社B部門の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社B部門に継続して勤務し（昭和30年

8月20日にA社B部門から同社C支店に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和30年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、複数の同僚の陳述及びA社B部門の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社B部門に継続して勤務し(昭和34年11月1日にA社B部門から同社C支店に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和34年10月1日(定時決定)の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和34年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から同年12月1日まで

私は、昭和39年2月15日にB社に入社し、A社での勤務を経て、平成16年9月30日にC社を退職するまで、同一グループ会社に継続して勤務した。

しかし、B社からA社への転籍時である昭和39年10月2日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が空白とされている。

私と同じ状況の同僚が年金記録確認第三者委員会に申し立て、A社での資格取得日について、昭和39年12月1日から同年10月2日への訂正が認められたとのことなので、私の厚生年金保険の加入記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和39年10月2日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月13日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月13日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年1月13日まで
② 平成元年1月13日から同年2月1日まで

私は、昭和54年4月5日にB社に入社し、申立期間当時に事業所名がA社に変更され、事業主及び事業所所在地に変更があったが、現在まで継続して勤務している。

しかし、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間当時のA社の事業主の陳述及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成元年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、商業登記簿の記録から、同社は同年1月*日に株式会社として法人登記されていることが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立期間当時のA社の事業主の陳述、同事業主提出の給与支給表及び申立人提出の給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は適用事業所とはなっておらず、同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立期間当時のA社の事業主から提出された昭和63年10月の給与支給表及び同年の年末賞与支給表に記載されている従業員数は4人であり、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件（常時5人以上の従業員を使用）を満たしていなかったと判断される。

なお、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除については、控除されるべきではない保険料が、事業主により控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、86万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成18年12月1日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払いの事実が確認できるA社B支店の賞与明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が提出した平成18年12月1日支給の賞与明細書(写し)により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(86万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していない可能性がある旨、回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する平成18年12月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和58年1月から59年8月までの期間は24万円、平成元年1月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から平成8年3月1日まで
厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く届出が行われている回答があった。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬額から、当該期間のうち、昭和58年1月から59年8月までの期間は24万円、平成元年1月は28万円とすることが妥当である。

一方、昭和59年9月から63年12月までの期間及び平成元年2月から8年2月までの期間については、年金事務所で記録されている標準報酬月額が、事

業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額を超えているか、又は同額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成13年10月*日に破産しており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため不明であるものの、申立人の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月1日から5年1月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、3年8月から4年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは17万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年1月30日まで
② 平成5年1月30日から6年12月1日まで

私は、A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、16万円から18万円までとなっている。平成3年頃から退職するまでは、24万円ぐらいの給与をもらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社には平成6年11月まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年8月から4年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは17万円と記録されていたところ、A社が適用事業所ではなくなった日（平成5年1月30日）の後の5年3月9日付けで、3年8月1日に遡及して、同年8月から4年7月までは18万円、同年8月から同年12月までは16万円に減額訂正されていることが確認でき、当時の事業主は、「遡及減額訂正及び社会保険料の滞納等については何も覚えていない。」としている。

また、オンライン記録によると、同僚22人についても、A社が適用事業所ではなくなった後に、同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「時期は覚えていないが、経営が悪化したので、能率給及び手当を廃止し、給与を下げた。」と陳述しており、このことは複数

の同僚が、「申立期間の頃に、それまで支給されていた手当等が突然支給されなくなり、給与が減額となった。」と陳述していることと符合していることなどから判断すると、申立期間当時、当該事業所の経営は悪化していたことがうかがわれる。

加えて、複数の同僚は、「申立人は、B職として勤務しており、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

なお、申立人は、申立期間①を含め、退職する平成6年11月までの間、ずっと給与は24万円ぐらい支給されており、社会保険事務所の当初の記録にある4年10月の定時決定で17万円に減額されたような事実はないと主張しているものの、それを確認できる給与明細書等の関連資料は保存していない上、申立人と同様に同年10月の定時決定で減額となっている複数の同僚からは、「その頃に経営が悪化したため、手当等が廃止され、給与が減額となった。」との陳述があった。

これらを含めて総合的に判断すると、平成3年8月1日に遡及して申立人に係る標準報酬月額の見直し処理を行う合理的理由はなく、当該減額訂正処理が有効な記録訂正であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の当初の記録から、同年8月から4年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは17万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和53年6月20日に資格を取得、平成6年11月30日に離職となっており、申立人は、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、平成5年1月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けで被保険者26人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、事業主は、「A社が適用事業所ではなくなっただけからは、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」としており、このことは、複数の同僚から、「勤務途中で事業所が社会保険から脱退することになり、脱退後は、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と陳述していることと符合している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月3日から同年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和34年6月3日から同年8月20日まで
③ 昭和36年4月16日から同年7月1日まで
④ 昭和41年10月21日から同年12月20日まで
⑤ 昭和42年2月1日から45年2月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②はA社で、申立期間③及び④はB社で、申立期間⑤はC社で勤務したので、これら申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「A社には、昭和34年8月20日頃まで勤務し、期間を空けずに、すぐにD社に就職した。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和34年8月1日現在における在籍被保険者を対象とする申立人に係る定時決定(昭和34年10月1日)の記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に在職していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、申立期間においても厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、同僚照会からも、申立人が申立期間において、厚生年金保険料が控除されていなかったことをうかがわ

せる回答は得られなかった。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年5月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業している上、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、「前職を退職後、期間を空けずすぐにA社で勤務した。厚生年金保険料も最初の給料から毎月天引きされていた。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和34年11月1日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る上記被保険者名簿において、記録のある同僚11人のうち、連絡先の判明した6人に事情照会し、5人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について推認できる陳述は得られなかった。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿を調査すると、同社は、昭和33年1月1日に適用事業所となり、同日付けで5人が資格を取得し、同年3月1日付けで2人、同年6月1日付けで3人が資格を取得し、その後申立人の資格取得日である同年9月1日まで資格を取得した者はおらず、申立期間当時はおおむね3か月ごとの月初にまとめて資格を取得させていたことがうかがえるところ、同年6月1日付けで資格を取得した同僚は、自身の入社時期について「昭和33年4月に入ってすぐに入社した。」とし、同じ同年6月1日付けで資格を取得している2人の同僚については、「私の方が先に入社していた。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、特定の日まとめて加入させていたことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、「B社には昭和36年4月16日から採用され、厚生年金保険料も最初の給料から毎月天引きされていた。」と申し立てているところ、雇用保険の記録においては、昭和36年6月3日に資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、平成14年11月25日に適用事業所ではなくなっている上、事業主からの回答が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時に社会保険の手続等をしたとする事務担当者は、「従業員の入社時には試用期間が3か月あり、その間は厚生年金保険には加入させず、保険料控除もしていなかった。」と陳述しており、申立人と同時期に資格を取得している同僚も、「入社時に、厚生年金保険の加入について、試用期間があるとの説明を聞いた。保険料控除についても、健康保険被保険者証をもらった後から控除が始まったことを確認した。」旨陳述している。

申立期間④について、申立人は、B社に係る資格喪失日は昭和41年12月20日であると申し立てている。

しかし、雇用保険の離職日の記録は、昭和41年10月20日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「同僚の一人がB社を退職後、C社を立ち上げた。私は、同僚の退職後2か月ないし3か月程度後に同僚に誘われてB社を退職し、すぐにC社に入社した。」と陳述しているところ、当該同僚の資格喪失日は昭和41年7月21日であり、申立人の資格喪失日は、その3か月後の同年10月21日であることから、申立人の自身の退職時期に係る陳述内容は資格喪失日と符合している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に記録のある同僚28人のうち、連絡先の判明した14人に照会し、6人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を推認できる陳述は得られなかった。

申立期間⑤について、申立人は、「C社には、昭和42年2月頃から45年2月頃まで勤務し、給料から毎月厚生年金保険料も天引きされていた。当時の同社の従業員は、事業主と私の二人であった。」と申し立てている。

しかし、C社の元事業主は、「私がB社を昭和41年7月に退職した少し後に、申立人は、B社を退職して一緒にC社を立ち上げ、1年間ぐらいの期間勤務していた。」と陳述していることから、同社に1年程度の期間勤務したことは認められるものの、申立期間の時期及び勤務期間については、申立人の主張と元事業主の陳述内容は符合しない。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和45年10月1日であり、また、申立人及び事業主双方とも、申立人の在職期間中の従業員数は自分たち二人のみであった旨陳述していることから、当時の同社は、従業員数が5人に達しておらず、当時の厚生年金保険法に基づく強制適用事業所の要件には該当しなかったことがうかがえる。

さらに、C社の元事業主は、「会社が厚生年金保険に加入したのは昭和45年10月1日からであり、それ以前において給料から厚生年金保険料は、控除

していない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間①、③、④及び⑤において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日に係る記録を昭和51年7月5日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月5日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B部門に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同部門に、昭和50年5月20日から同年8月23日まで勤務した後、一旦退職し、51年7月5日に再就職し、55年2月29日まで勤務したところ、最初に勤務した50年5月20日から同年8月23日までの厚生年金保険の加入記録と再就職後に正社員に登用された以降の共済組合での加入記録はあるものの、再就職してから共済組合に加入するまでの臨時社員として勤務した期間の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る関係資料を保存していないとしているところ、申立人がA社B部門勤務後に加入した共済組合から提出のあった申立人に係る人事記録を見ると、申立人は、その主張のとおり、申立期間は同部門において臨時社員として勤務していたことが記録されている上、当該記録は間違いのない旨のA社長名の署名・押印も確認できる。

また、A社は、「臨時社員は、制度上、2か月以内の期間を定めて使用されるもの以外は、厚生年金保険の加入対象であったため、申立人についても、臨時社員であったことが認められるのであれば、採用後直ちに資格取得届を提出

し、給与からは保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚 47 人を抽出し、所在の判明した 37 人に文書照会したところ、回答を得られた 21 人は、いずれも臨時社員であったとしていることから、申立期間当時、A 社 B 部門は、臨時社員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、上記の臨時社員であったとする 21 人のうち、3 人はいずれも「自身は、臨時社員として 2 か月以上は勤務した。臨時社員として入社後、直ちに厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、当該 3 人の記憶する採用日と厚生年金保険の資格取得日を突き合わせたところ、採用日に資格を取得していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記人事記録に記録されている日給等から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出はなく、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月29日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月21日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月29日から同年5月1日まで
② 昭和49年7月21日から同年8月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間には、A社本社及び同社支店間を異動したが、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の人事記録等から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(昭和45年4月29日にA社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、確認できる資料が見当たらないとしながらも、事務過誤があった旨回答していることから、事業主が昭和45年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社提出の人事記録、賃金台帳及び同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和49年7月21日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、確認できる資料が見当たらないとしながらも、事務過誤があった旨回答していることから、事業主が昭和49年8月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月は11万8,000円、12年8月及び同年9月は12万6,000円、15年4月は16万円、同年5月から同年10月までの期間は15万円、同年11月は16万円、同年12月から17年3月までの期間は15万円、同年4月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年3月1日から21年1月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額14万2,000円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、19年3月から20年8月までの期間は14万2,000円、同年9月から同年12月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から21年1月21日まで

私は、平成3年6月11日から21年1月20日まで、A社に勤務し、B業務をしていた。同社で厚生年金保険の資格を取得した4年2月から20年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に

関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成4年2月1日から19年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年1月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、標準報酬月額記録の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月は11万8,000円、12年8月及び同年9月は12万6,000円、15年4月は16万円、同年5月から同年10月までの期間は15万円、同年11月は16万円、同年12月から17年3月までの期間は15万円、同年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の標準報酬月額は、本人の了解を得ることなく、実際の給与支給額より低い額で届出していた。」旨陳述していることから、事業主は、当該期間については、社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月1日から21年1月21日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、11万8,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月まで、及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が、20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年3月から20年8月までの期間は14万2,000円、同年9月から同年12月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間のうち、平成4年2月から8年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、9年2月から同年7月までの期間、同年10月から12年7月までの期間、同年10月から13年3月までの期間、同年5月から15年3月までの期間及び17年5月から19年2月までの期間については、給与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、記録を訂正することはできない。

また、申立期間のうち、平成8年5月、9年1月、13年4月については給与明細書等の資料が無いことから、給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年2月から9年7月までの期間、同年10月から12年7月までの期間、同年10月から15年3月までの期間及び17年5月から19年2月までの期間については、申立人主張の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月26日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月26日から51年5月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。
しかし、私は昭和33年5月から平成2年10月まで、B社及び昭和46年10月に同社を合併したA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年6月26日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったところ、当該申立期間における申立人の業務内容及び勤務形態に変更があったことをうかがわせる旨の陳述は無かったほか、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料が控除されなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月26日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成9年3月27日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年5月1日までの期間について、申立人の雇用保険受給資格者証から、50年6月30日にA社を離職後、当該申立期間中の同年7月4日に公共職業安定所に対する求職の申込みが行われ、同日から同年7月10日までの期間は、求職者給付を受給する前の待期間であること、及び待期間経過後の同年7月11日から51年1月6日までの期間は、求職者給付の支給期間であることが確認できる。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び同社の社会保険事務担当者であったとされる同僚は、既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当該申立期間の保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、当該申立期間のうち、昭和50年8月1日から51年5月1日までの期間において国民年金の強制加入被保険者資格を取得しており、50年10月17日に申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその妻は、「明確な時期は記憶にないが、政府管掌健康保険から国民健康保険に健康保険被保険者証を切り替えた記憶がある。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、C社（現在は、B社）本社から同社グループ会社のA社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社提出のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得日から判断すると、申立人は、申立期間を含めてB社及び同社グループ会社に継続して勤務し(昭和51年3月31日にC社本社からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和51年4月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、C社（現在は、B社）本社から同社グループ会社のA社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社提出のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得日から判断すると、申立人は、申立期間を含めてB社及び同社グループ会社に継続して勤務し(昭和51年3月31日にC社本社からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和51年4月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和51年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、C社（現在は、B社）本社から同社グループ会社のA社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社提出のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の資格取得日から判断すると、申立人は、申立期間を含めてB社及び同社グループ会社に継続して勤務し(昭和51年3月31日にC社本社からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和51年4月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成3年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月16日まで

年金事務所の記録では、平成3年4月30日から同年5月16日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、B社C支店から同社本社に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社提出の申立人に係るD厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（平成3年4月30日にB社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を平成3年5月16日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成3年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月16日まで

年金事務所の記録では、平成3年4月30日から同年5月16日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、A社C支店から同社本社に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係るD厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（平成3年4月30日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を平成3年5月16日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（当時は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月21日から同年11月1日まで

年金事務所の記録では、昭和47年10月21日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、B社D支店から同社C支店に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係るE厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和47年10月21日にB社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和47年11月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和53年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和53年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、D社（現在は、B社）E支店から同社C支店に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係るF厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和53年3月31日にD社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和53年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和53年4月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月30日から同年12月1日まで

年金事務所の記録では、昭和50年11月30日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、当該期間を含めてC社及び同社グループ会社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の年金事務を担当するC社の回答及び同社提出の申立人に係るD厚生年金基金加入員台帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和50年11月30日にC社E支店からA社（F支店）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の取得日を昭和50年12月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年5月31日）及び資格取得日（昭和45年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所の記録では、昭和45年5月31日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、当該期間を含めてA社B支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B支店において昭和43年8月5日に資格を取得し、45年5月31日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、C社提出の申立人に係るD厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格の喪失日を昭和45年5月31日とする届出及び被保険者資格の取得日を同年6月1日とする届出を行った

としていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和61年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和61年4月1日から同年8月1日まで

年金事務所の記録では、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、C社（現在は、B社）D支店から同社グループ会社のA社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和61年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比較して低額となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社提出の申立人に係るE厚生年金基金加入員台帳の

記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社及び同社グループ会社に継続して勤務し(昭和 61 年 3 月 31 日に C 社 D 支店から A 社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E 厚生年金基金加入員台帳において確認できる申立人の A 社における昭和 61 年 4 月の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格取得日を昭和 61 年 4 月 1 日と届け出たとしていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B 社提出の申立人に係る E 厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(18 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和61年4月1日から同年9月15日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和61年4月1日から同年9月15日まで

年金事務所の記録では、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、C社（現在は、B社）D支店から同社グループ会社のA社に出向しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比較して低額となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社提出の申立人に係るE厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社及び同

社グループ会社に継続して勤務し(昭和61年3月31日にC社D支店からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E厚生年金基金加入員台帳において確認できる申立人のA社における昭和61年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の被保険者資格取得日を昭和61年4月1日と届け出たとしていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社提出の申立人に係るE厚生年金基金加入員台帳の記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年2月15日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月15日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和42年2月15日からA社B支店に勤務しており、同年4月1日に共済組合の組合員となるまでの期間は、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の申立人に係る「個人履歴」及び申立人が氏名を挙げた同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社B支店D事業所に社員採用を前提とする臨時社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、臨時雇用社員等社会保険事務処理規程により、臨時雇用社員等を厚生年金保険に加入させる取扱いを制度化しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所での在籍が確認できる複数の同僚は、「当該事業所に勤務していた社員採用を前提とする臨時雇用社員は、厚生年金保険に加入していたので、申立人は、厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代かつ同職種とする同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年7月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額28万円、19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から20年6月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から20年7月1日まで
社会保険庁(当時)の記録ではA社における申立期間の標準報酬月額が当時の報酬額と相違している。給与支払明細書があるので、調査して標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年1月1日から20年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年1月1日から同年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から20年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、同年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のA社の事業主は、当該期間について、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料を控除したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年7月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録において13万4,000円と記録されている。しかし、申立人提出の給与支払明細書によると、18年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成19年4月から同年8月までは28万円、同年9月から20年6月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社本社に転勤した時期であり、当該期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年4月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を控除しており、当該保険料を納付しなかった場合には、従業員から控除した保険料額と社会保険事務所に納付した保険料額とに差が生じるため、申立人に係る保険料を納付していないことに気付くはずであるとして、当該保険料を納付したと主張しているが、事業主が資格

喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月及び同年8月

私は、昭和43年4月にA市で国民年金の任意加入手続を行い、同年9月にB市に転居するまでの同年4月から同年8月までの国民年金保険料をA市で納付した。

当時の国民年金保険料は月額200円であり、私は毎月A市役所で国民年金手帳を添えて納付していた記憶がある。その際、手帳に納付印を押してもらっていたと思う。

私は、昭和43年9月にB市に転居した後は任意加入してまで国民年金保険料を納める必要はないという気持ちになり、すぐには国民年金の手続をしなかったが、後に婦人会の役員となり保険料の集金を行うようになったことをきっかけに、46年8月から国民年金に再加入し保険料を納付している。

A市で発行された国民年金手帳は、B市で国民年金保険料を納付する際も使用していたが、納付印欄がいっぱいになり新しい手帳に切り替えられた時に新しい手帳と交換で市役所が没収しているので、今は手元に残っていない。

申立期間の国民年金保険料はA市で納付していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年4月にA市で国民年金に任意加入し、同年4月からB市に転居する直前の同年8月まで市役所で国民年金手帳に毎月国民年金保険料(200円)を添えて納付していたと申し立てているものの、申立期間当時、A市は国民年金手帳を被保険者から預かって保管する手帳預かり制度を実施し

ていたことが同市広報及び同市の説明から推定できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、補記欄に「9月11日手帳返却（返納）」と読める記載が確認でき、また、当時使用されていた保険料の納付書は納期が3か月単位であったことが同市広報から推定できることから、申立内容と符合しない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、資格得喪欄に「昭和43年9月11日喪失申出」の記載が確認できるとともに、申立期間は未納の記録となっており、これらの記録は、特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年7月まで

私は、正確な時期は分からないが、最初の会社を退職した翌年の平成4年頃、納付書が届いたのでそれから順番に1か月分ずつ申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関で過年度納付した。それなのに申立期間が未納になっているのはおかしい。納付書の送付されてきた先は覚えていないが、住民税は別に納めた記憶があり、健康保険は親の扶養に入っていたため、他に納めるべきものが国民年金しかないのでよく調べてほしい。

会社退職後、次の会社にすぐに就職し、国民年金の加入手続は行わなかったが、翌年に納付書が送られてきたので給与からの天引きではないことが分かり、仕事の合間に分割して国民年金保険料額は忘れたが、A市内の郵便局、銀行及び信用金庫などで間違いなく納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成3年2月の翌年に国民年金保険料の納付書が送付されたので、申立期間の保険料をその納付書を使用し、毎月金融機関で過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者の加入記録から、平成5年10月ないし同年11月にB市で払い出されていることが確認でき、払出時点において申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により、制度上納付できず、申立期間の保険料に係る納付書が送付されたとする陳述は不自然である。

また、申立人の陳述どおり、平成4年に社会保険事務所（当時）から申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付書が送付されたと仮定すると、同期

間のうち、平成2年度分となる平成3年3月の納付書及び平成3年度分となる平成3年4月から同年7月までの納付書の2枚が送付されたこととなるが、申立人は社会保険事務所に対し同期間の保険料を一か月単位に分割して納付することを申し出た記憶もない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、旧姓を含むオンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から同年7月まで

私は、昭和54年1月に会社を退職した後、時期は明確に覚えていないが、A市で国民年金の任意加入手続を行った。以降はA市から送付されてくる納付書により銀行又は郵便局で納付してきたと思うが、申立期間の保険料をいつ、どこで、どのように納付したかは分からない。

はっきりとした時期は忘れたが、特例納付期間中のある日に、納付できる期間があれば全て納付しようとB社会保険事務所(当時)に行ったとき、同社会保険事務所の職員に私の年金加入歴にすき間がないか尋ねたところ、ない旨の返答をもらったので何も納付しなかったが、当時は未加入期間が無いものと信じていた。

しかし、この度のねんきん特別便で申立期間が未加入とされていることを知った。申立期間の領収書は無いが、申立期間を納付済みに記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和54年1月以降に、A市で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したと申立てている。

そこで、申立人の国民年金の任意加入届出時期をみると、昭和54年8月31日に国民年金の加入届出を行っていることが申立人に係る国民年金被保険者名簿から確認でき、申立期間は国民年金未加入期間であることから、申立人は同期間の国民年金保険料を制度上、納付することができない。このことは、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」が、同年8月31日とされていることと符合する。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、第3回特例納付実施期間中にB社会保険事務所で自身の納付記録を確認した際、同事務所担当者から「すき間はない。」旨の説明を受けたと主張しているが、上述のとおり申立期間は国民年金未加入期間であることから同期間の国民年金保険料を制度上、特例納付することができず、同事務所の説明に不自然さは見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から60年9月まで

私は、昭和56年10月に勤めを辞めて、同年11月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。手続後、時期は定かでないが、国民年金手帳が郵送され、その手帳を現在も所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私又は同居していた母が、加入後に送られて来た納付書を使ってA市役所B出張所で納付した。昭和58年3月からは、私が会社に勤めたので、職場近くの銀行で納付したり、平日の休みの時には、A市役所B出張所で納付した。

申立期間の国民年金保険料月額は4,000円から5,000円までであった。また、記憶は定かでないが毎月の納付だったと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付したのに、昭和60年頃に社会保険庁(当時)でオンライン化した際に、私の納付記録が漏れたのではないかと考えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年11月頃に国民年金に加入し、加入後の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格取得の記録から、昭和61年4月頃に加入手続を行ったものと推定でき、56年11月頃に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

また、昭和61年4月頃の加入手続時点において、申立期間のうち、56年11月から58年12月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付すること

はできない。

さらに、加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、また、同年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は現年度納付が可能であったところ、申立期間直後の 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料のみが現年度納付ではなく過年度納付されていることがオンライン記録から確認できることから、加入手続時点においてすぐに保険料の納付を開始していなかったことがうかがえる。また、申立人は、国民年金に加入後、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している上、申立期間当時、申立人の保険料を申立人とともに納付していたとする申立人の母親は病気のために事情を聴取することができず、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間は、47 か月と長期間であり、このような長期間にわたり、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

昭和43年3月頃、同居していた母が私の国民年金の加入手続きを行ったと思う。

当時、父が自営していた店で家族と一緒に働いており、会計を母がしていたことから、同居していた家族の国民年金保険料の納付は母が担当していたはずで、二番目の姉からも、具体的ではないが母が保険料を納付していたと聞いたことがある。

母は、既に亡くなっており国民年金保険料の納付について詳しくは分からないが、母が納付していた申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和43年3月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和44年4月に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間のうち、43年3月の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、同年4月からの保険料は現年度納付が可能であったことが分かるとともに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含む39年4月から51年11月までの自身の保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。しかし、申立人の国民年金保険料の納付記録について、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の45年4月から57年3月までは申請免除であったことが確認でき、申立人とその母親との納付状況に違いがみられることか

ら、当時、申立人については何らかの事情により保険料納付が滞っていたことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 57 年になって初めて国民年金に加入していたことを知り、申請免除となっている期間のうち追納可能期間の国民年金保険料を 5 回に分割して追納したと陳述しているところ、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、47 年 9 月から 57 年 3 月までの保険料を 5 回に分割して追納したことが確認できることから陳述と符合するが、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付については、申立人は直接関与していない上、それらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の具体的な事情は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 58 年 3 月末で会社を退職後、同年 6 月に A 市で結婚するまでの間に国民年金の加入及び喪失手続を行った記憶はないが、B 市の実家に国民年金保険料の納付書が一度だけ送られてきたので保険料を納付した。納付書が届いたのはこの時だけだったと記憶しているが、保険料を B 市で納めたのか、A 市で納めたのか定かではない。

必ず納めているので申立期間の国民年金保険料が未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入及び喪失手続を行った記憶はないが、B 市の実家に、会社を退職してから結婚するまでに国民年金保険料の納付書が一度だけ届いたので、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得の記録から、昭和 62 年 12 月頃に加入手続を行っているものと推定され、申立期間については、加入手続以後に国民年金の加入期間として遡って記録追加されたものと考えられる。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により制度上、納付することはできない。

また、申立人は、昭和 58 年 3 月末で勤めていた会社を退職し、同年 6 月に結婚するまでの間に、国民年金保険料の納付書が一度だけ B 市の実家に届いたと申し立てているところ、62 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行うまでは、保険料の収納事務を行う自治体は、申立期間を国民年金の加入期間としては把握していなかったと推測されることから、納付書が発行されたとは考え難い上、

申立人は、自身で国民年金の加入及び喪失手続を行った記憶がないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年7月まで

私は、平成5年1月又は同年2月頃、きちんと国民年金保険料を納付している両親の勧めがあった上、役所から通知が届いたので、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳を受け取った。申立期間の保険料は、役所から送られてきた納付書を使って、A市役所又は銀行で毎月納付した。納付するたびに領収書を受け取ったが、現在は持っていない。申立期間の保険料が未納であれば、その知らせが役所から届くはずであるが、そのような知らせを受け取ったことはない。申立期間はアルバイトをしていたが、その後、正社員として働くようになり、厚生年金保険に加入した。その加入の際、会社に年金手帳を提出したので、その時点では既に国民年金に加入していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月又は同年2月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、市役所又は銀行で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得の記録から、申立人は平成8年3月頃に加入手続きを行ったものと推定でき、5年1月頃又は同年2月頃に加入手続きを行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格の得喪に関する記録について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成8年2月に強制加入被保険者資格を取得していることが確認できるが、それ以前に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。この場合、申立期間は国民年金の

未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで

私は、昭和42年9月に転職した時、国民健康保険と国民年金の加入手続を行うためにC市のD出張所へ行った。その際、同出張所の窓口で「後日、役所から年金の納付用紙が送付されます。」という説明を受けたことを覚えており、実際、封書で案内のような書類が役所から送られてきた覚えもある。申立期間の国民年金保険料は、当時私が住み込みで働いていた事業所の奥さんが、他の細々としたものの請求と同様に立替えて支払ってくれていて、具体的にどうやって納付されていたかは分からないが、最終的には毎月のお給料から天引きされていたと思う。

その後、申立期間の途中からは、私自身が納付書を使って郵便局の窓口で定期的に国民年金保険料を納付しており、昭和52年頃には、近所の銀行の口座から、口座振替によって保険料を納付するようになった。ただし、私が銀行で口座振替納付を始めたのは、その頃、郵便局の窓口でなじみだった係員から口座振替納付を勧められたことがきっかけであったと記憶しているので、少なくともそれまでの期間については、間違いなく郵便局の窓口で保険料を納付しているはずである。

ところが、納付記録を確認したところ、私が口座振替納付を開始したと思われる時期以降については納付済期間とされている一方で、それ以前の期間は未納期間とされており、納付できない。調査の上、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、当該名簿作成日欄にはゴム印で「52. 6. 9」と押されていることに加え、国民年金手帳記号番号払出

簿からは、申立人に係る国民年金手帳記号番号（以下「番号A」という。）が、昭和52年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人については、この頃に加入手続が行われ、その際に、遡って資格取得日とされたものと推認される。この場合、上記加入手続時点よりも前の時点において、申立期間は未加入期間となることから、制度上、申立期間当時に、番号Aを用いて国民年金保険料を定期的に現年度納付することはできない上、上記加入手続時点において、申立期間の大部分に係る保険料は、時効により既に遡って納付することもできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したところ、申立人に対しては、番号Aとは別の手帳記号番号（以下「番号B」という。）が昭和43年5月に払い出されていることが確認できたが、手帳記号番号払出簿には、番号Bについて「取消 別保管」と記載されている上、オンライン記録においても番号Bは取消処理済番号として取り扱われており、双方の記録は整合する。

さらに、申立人は、申立期間の途中からは自身で定期的に国民年金保険料を納付していたとし、その際には郵便局の窓口を利用していたとしているが、C市は、同市において、郵便局の窓口で現年度保険料の納付が可能となった時期を、平成8年10月以降であるとしており、申立内容は、申立期間当時の保険料収納体制と相違する。

加えて、申立期間は107か月にも及び、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間、同年9月から56年1月までの期間及び57年1月から平成20年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和47年9月から56年1月まで
③ 昭和57年1月から平成20年7月まで

私は、昭和46年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、厚生年金保険加入期間を除き、平成20年7月まで自宅に集金に来ていた人に国民年金保険料を納付してきた。また、記録上、16年3月から同年6月までは保険料の申請免除期間になっているが、免除を申請したことは無く、この期間も保険料を納めていた。よく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の加入期間である16か月を除き、昭和46年10月から平成20年7月までの国民年金加入期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間のうち、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に当たる期間の保険料を納付するためには、申立人が国民年金への加入手続を行い、当該期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、同制度導入前の当該期間の保険料の納付を可能とする同手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この場合、同制度導入前の当該期間の保険料が納付されたと考えるのは困難である。

また、申立期間のうち、平成9年1月以降の期間については、基礎年金番号制度が導入されている上、14年4月以降については国民年金保険料の収納事

務が国に一元化されており、領収済通知書のOCR（光学式文字読取装置）による読み取り入力等、保険料収納に係る事務処理の機械化が一層促進されていることから、このように連続して記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間について、自宅に来た集金人に保険料を納付していたとしているが、A市によると、集金人制度は昭和53年頃に廃止されたとしており、A市におけるこれ以降の保険料の収納方法は、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月及び同年10月

私が最初に勤めた会社を辞めて求職活動を行っていた平成13年11月頃に、A市役所のB支所へ国民年金の免除申請の手続に行った。

手続に行くタイミングが遅れ、夫婦二人共に申立期間の免除申請は認められなかったため、月額1万3,000円又は1万4,000円ぐらいの国民年金保険料を2か月分ずつ納付書により市役所内の銀行窓口、その近くの銀行又は郵便局で納付し、領収書も受け取った。

その時の領収書等は見つかっていないが、間違いなく納めているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者記録及び国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間についてはいずれも未納期間とされていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致している。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

私は、昭和55年4月に結婚して以来、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を2年間続けて納付しているのに、どうして途中で任意加入を脱退したのか理由が分からない。

私は、当時の事情についてよく覚えていないが、夫は世間で言われる大企業のサラリーマンであり、私にも収入がある上、経済的に変化が無かったので、申立期間の国民年金保険料を納付できないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳を見ると、昭和55年4月1日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得するとともに、57年5月16日付けで同資格を喪失したことが具体的に記載されており、当該内容を翌月の同年6月に進達したことが記録されている。この場合、これらの記録自体は、時系列的にみても特段不自然な点は認められない上、行政側が職権で同資格を喪失させる合理的な理由も見当たらないことから、当時何らかの事情があり、申立人により同年5月16日に任意加入被保険者の資格喪失手続が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人のオンライン記録によると、国民年金法が改正された昭和61年4月1日付けで、第3号被保険者の資格を取得していることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したほか、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は約4

年間に及び、これほどの長期間にわたり、行政が申立人の国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年3月まで

私は、父と一緒に勤務していた会社を昭和45年6月に退職し、父と個人事業を始めた。父は、非常にきっちりした性格で、税金など納付しなければならないものは納付していたので、私の国民年金保険料についても納付してくれていたと思う。

昭和49年5月に結婚後も数年間は、父が国民年金保険料を納付してくれているはずであるので、申立期間に納付記録がないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格を取得する要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和51年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、45年6月30日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳により確認できる上、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日と一致している（なお、当該資格取得日は、その後、平成20年4月になって、申立人の当時における厚生年金保険被保険者期間が判明し、当該被保険者の資格を喪失した昭和45年7月1日として記録訂正されている。）。この場合、申立期間は、加入手続前の期間であり、それまで国民年金保険料を納付することができないものと考えられる上、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前

の納付が可能な期間の保険料については、別途社会保険事務所(当時)の納付書により納付しなければならない過年度保険料であるが、申立人は、申立期間当時の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたはずであるとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況は不明である。なお、申立人の父親については、申立人が退職する1年前の44年7月に会社を退職し、その時点で厚生年金保険における老齢年金の受給資格期間を満たしていたことから、当時は国民年金の任意加入対象者であるところ、申立人の父親に任意加入した形跡は見当たらず、申立期間を含めて保険料の納付実績は確認できない。

また、申立人の父親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人もその父親から申立人の年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

さらに、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、行政が国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難い上、申立人の父親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年3月まで

私は、昭和59年3月まで厚生年金保険に加入し、同年6月にA市B区役所で婚姻届を提出した際、年金手帳を持参して、私の国民年金の加入手続を行った。加入当初に同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付して以降は、同区役所から送付されてくる納付書で、毎月、私が夫婦の保険料を自宅に来る銀行の外交員と一緒に納付していた。

申立期間は夫が納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所で婚姻届を提出した昭和59年6月に、年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その約4年後である63年7月に払い出されていることがその前後の第3号被保険者の該当処理日等により推定される上、申立人が所持する厚生年金保険から引き続く年金手帳を見ると、同年7月1日付けで婚姻後の氏名に変更されていることなどから、この時に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものとするのが自然であり、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した59年4月1日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録及び同年金手帳に記載された資格取得日により確認できる。この場合、申立期間のうち、大半の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、区役所で取り扱わない過年度保険料であり、別途社会保険事務所(当時)の納付書で遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金に加入した当初に、3か月分の保険料を納

付して以降は、区役所から送付されてくる納付書で申立人の夫の保険料と一緒に毎月納付していたので、遡って納付した記憶はないと陳述している。なお、この加入当初における申立人の保険料の納付に関する記憶は、A市が62年4月に保険料の納付単位をそれまでの3か月納付から毎月納付に切り替えていることなどを踏まえると、加入手続が行われたとみられる63年7月頃に、加入手続前の現年度保険料である申立期間直後の同年4月から同年6月までの3か月の保険料を納付し、それ以降、申立人の夫の保険料と一緒に毎月納付していた記憶である可能性が考えられる。

また、申立人の夫は、婚姻前の昭和50年10月*日に国民年金に加入して以降、婚姻前後の期間を含めて亡くなる前月まで国民年金保険料を全て納付しており、申立期間における保険料は納付済みであることから、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の保険料を夫と一緒に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も年金手帳は、現在所持する1冊のみであると陳述している。

さらに、申立期間は4年間に及び、毎月一緒に納付していたとする申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録について、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年12月まで

私が平成19年10月にA社会保険事務所(当時)に年金記録照会を申し出て、当時のB市C区D町の住所で調査してもらったところ、職員から「夫婦で昭和41年から入っていることが台帳に載っている。」と言われた。その時、記録のコピーを要求すると断られたので、翌月に同社会保険事務所へ確認に行くと、同じ職員から「昭和47年からしか入っていない。」と言われ、その後何度も足を運んで確認したが同じ返事しか返ってこないのが不信感を抱いている。

私は、昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入して、国民年金保険料と一緒に納付してきたので、申立期間を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年10月に社会保険事務所(当時)の職員から「夫婦で昭和41年から入っていることが台帳に載っている。」と言われたので、昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入して、国民年金保険料と一緒に納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年4月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、夫婦の特殊台帳を見ると、ともにその約3年後の50年1月になって、それまで未納であった期間のうち、その時点で時効完成前である申立期間直後の47年1月まで遡って保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が主張する国民年金の加入時期及び加入当初の納付状況と大きく異なっている。

また、申立人が主張するように、昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間当時におけるB市の国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、そのようなことは覚えていないと陳述している。

さらに、申立期間は5年間以上に及ぶ上、申立期間のうち、昭和45年3月以前の期間は、申立人が国民年金保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫も同様に未納となっており、これほどの長期間にわたり、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年3月まで

妻が平成19年10月にA社会保険事務所(当時)に年金記録照会を申し出て、当時のB市C区D町の住所で調査してもらったところ、職員から「夫婦で昭和41年から入っていることが台帳に載っている。私については、3年間遡って39年から保険料を納付している。」と言われた。

妻は、昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入して、国民年金保険料と一緒に納付し、私の保険料については、さらに遡って39年4月まで納付したと言っているので、申立期間を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が平成19年10月に社会保険事務所(当時)の職員から「夫婦で昭和41年から入っていることが台帳に載っている。」と言われたので、妻が昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入して、国民年金保険料と一緒に納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年4月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、夫婦の特殊台帳を見ると、ともにその約3年後の50年1月になって、それまで未納であった期間のうち、その時点で時効完成前の47年1月まで遡って保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の妻が主張する国民年金の加入時期及び加入当初の納付状況と大きく異なっている。

また、申立人の妻が主張するように、昭和41年4月から夫婦で国民年金に加入し、申立期間のうち、同年4月以降の期間の国民年金保険料と一緒に納付

するためには、別の国民年金手帳記号番号の払い出しが必要であるところ、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間当時におけるB市の国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人の妻はそのようなことは覚えていないと陳述している。

さらに、申立期間のうち、昭和41年4月以降の期間は、申立人の国民年金保険料と一緒に納付してきたとする申立人の妻も同様に未納となっている上、当該期間は4年間に及び、これほどの長期間にわたり、夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立期間のうち、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を遡って納付したとする昭和41年3月以前の期間について、申立人夫婦が将来年金を受給するためには、それぞれの60歳期間満了時点において保険料の納付済期間及び免除期間等を合算した期間が25年以上必要であるところ、前述の過年度納付が行われた50年1月時点における夫婦の年齢は、申立人の妻は34歳であり、申立人は38歳であることから、妻の場合、これ以降60歳まで保険料を納付することで年金受給資格期間を確保できる状況であるが、申立人については、当該過年度保険料の納付済期間を合算しても年金受給資格期間を確保することが困難な状況であり、当時実施されていた特例納付実施期間中の同年8月26日に、申立人が35歳となる年度当初である申立期間直後の45年4月から46年12月までの保険料を特例納付していることが申立人の特殊台帳により確認できる。したがって、当該特例納付は、申立人の年金受給資格期間を最低限確保するために行われたものと考えるのが自然である一方、申立人の保険料を39年4月まで遡って納付したとする申立人の妻の主張には、妻が社会保険事務所の職員に言われたとする記憶以外に、その期間を裏付ける合理的な根拠を見いだすことができない。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年5月まで

国民年金の加入については、妻が妊娠したので国民健康保険に加入するために、昭和58年3月頃、自分自身でA市B区役所に出向いた際に、国民年金への加入もセットであると聞いたので、国民健康保険と一緒に夫婦二人分の手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、どのように納付したのかははっきりとは覚えていないが、たぶん、送付されてきた納付書を持って、郵便局で納付期限内に定期的に納付していたと思う。

しかし、納付書の入手方法等についてははっきり覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に送付されてきた納付書を持って郵便局で納付したと主張するものの、納付書の内容及びその入手方法等についての具体的な記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫婦二人分を一緒に納付していたはずであるとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の妻も、昭和61年4月1日に第3号被保険者資格を取得した以前に国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立人の陳述内容とは符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年5月まで

国民年金の加入については、昭和58年2月頃妊娠したことに気づき、同年3月頃、夫が、国民健康保険に加入するためにA市B区役所に出向いた際に、一緒に手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料についても、夫に任せていたのではっきりとは分からないが、多分送付されてきた納付書を持って、郵便局で納付期限内に定期的に保険料を納付していたと思う。

しかし、夫は、納付書の入手方法等についてははっきり覚えていないとしている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、A市B区において、昭和61年5月19日を申請日として、同年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得しているのみで、それ以前に国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の夫婦の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の夫は、申立期間の保険料について、自宅に送付されてきた納付書を持って郵便局で納付したと主張するものの、納付書の内容及びその入手方法等についての具体的な記憶は曖昧である。

さらに、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫婦二人分を一緒に納付していたはずであるとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の夫についても、国民年金被保険者資

格を取得した履歴は確認できず、陳述内容とは符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、保険料の納付を担っていたとする申立人の夫から、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

時期については、はっきりとは覚えていないが、国民年金加入の案内が届いたので加入手続を行い、その後、自宅に来る集金人に月額100円の国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の納付を始めてしばらくしてから、国民年金のことを区役所にいた知人に相談すると、別に保険料を納付しなくてもいいと言われたので、その後の保険料は一切納付していない。

申立期間の全ての国民年金保険料を納付した自信はないが、全ての期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に職権により夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、39年1月から41年3月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、遡って保険料を納付したことは無い上、金融機関で保険料を納付したことも無いと陳述している。

また、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、現年度納付することは可能であるものの、申立人は、当該期間中に区役所の知人に相談するまでの期間の保険料について、何回か納付したことがあると主張するのみで、詳しい納付期間等に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行

ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は7年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から同年9月まで

国民年金の加入については、昭和63年1月頃、母がA市B区役所で手続をしてくれたと思う。

手続後、昭和63年10月に就職して厚生年金保険被保険者となるまでの期間及び平成2年3月に退職して国民年金被保険者となってから3年5月に結婚するまでの期間の国民年金保険料については、母が母自身及び父の分と一緒に納付してくれていたはずである。

また、姉の国民年金保険料についても、昭和63年4月から姉が平成6年6月に結婚をする頃までの分については、母と一緒に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市B区において、会社退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年3月31日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年11月ないし同年12月頃に払い出されたと推認され、申立期間は、国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、B区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成2年3月31日であり、また、被保険者名簿作成日も同年12月10日となっており、オンライン記録と符合する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、一方、納付等を担っていたとする申立人の母親も、申立期間の保険料の納付方法及び申立期間後の資格喪失手続等に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 10 日から 38 年 2 月 28 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和 38 年 7 月 8 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から14年12月までの期間について、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成19年12月1日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料に相当する標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間のうち、平成7年7月から14年12月までの間に支払われた賞与から控除されている保険料が厚生年金保険の年金額の計算に含まれていないので、当該期間について、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、記録されている標準報酬月額のうち、昭和63年10月から平成19年8月までの記録は、実際に給与から控除されていた保険料額に相当する標準報酬月額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、保険料の控除について、「当社は、当該月の保険料を翌月に支給する給与から控除する『翌月控除』を採用している。」と回答しており、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額改定の状況と申立人提出の給与明細書及び同社提出の給与明細資料を比較しても、10月に定時決定された標準報酬月額に基づく保険料が11月の給与から控除されていることが確認できることから、同社では保険料を翌月控除していたと認められるところ、これに基づき、申立人提出の申立期間の一部に係る給与明細書及び同社提出の申立期間に係る給与明細資料で確認できる保険料控除額を基に算定した標準

報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から14年12月までの期間に支払われた賞与から控除されている保険料が厚生年金保険の年金額の計算に含まれていないので訂正してほしいと申し立てしているところ、申立人提出の賞与明細書から当該期間の毎年7月及び12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、賞与から控除された保険料が年金額の計算に反映されることになったのは、15年4月以降の措置（平成15年4月以降に支給される賞与から適用）であり、申立てに係る7年7月から14年12月までの期間に支払われた賞与から控除された保険料は、制度上、年金額の計算に反映しないこととされているため、当該期間に係る申立人の賞与の記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
③ 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与明細書は保管していないが、勤務した期間に基本給が下がったことはない。また、申立期間当時の残業代に毎月大きな変化はなく、申立期間当時は 43 万円前後の給与を受け取っていた。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②については、A社提出の給与処理システムの記録及び企業年金連合会（B厚生年金基金は、平成 15 年 3 月*日付けで解散）提出の基金加入記録を見ると、申立人の標準報酬月額は、平成 11 年 10 月から 12 年 6 月までの期間は 32 万円、同年 7 月から 13 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 14 年 9 月までの期間は 36 万円と記録されており、オンライン記録と一致する。

また、A社の人事部の担当者は、「給与処理システム変更のため、平成 18

年3月以前の賃金台帳は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間③については、A社提出の申立期間の一部（平成18年3月から同年7月まで）に係る賃金台帳で確認できる申立人の厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額、オンライン記録と一致していること、及びC市発行の申立人に係る平成18年度及び19年度市民税・県民税証明書の社会保険料控除額から算定できる平成17年及び18年の2年分の厚生年金保険料控除額が、オンライン記録における17年1月から18年12月までの期間の申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額より少ないことから、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額より高額な保険料を控除されていたとは考え難い。

また、A社健康保険組合は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額について、「オンライン記録と一致している。」としている。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 16 年 11 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る人事記録を見ると、申立人は、B職（時間給制で半年更新の契約社員）として採用されていることが確認できる。同社は、「B職については、入退社が激しかったため、入社後、2か月ないし3か月の雇用実績確認期間経過後、本人の希望により、厚生年金保険に加入させていた。」としており、さらに、同社総務部の担当者は、「申立人の場合も、申立期間は雇用実績確認期間であったと思われ、保険料の控除は行っていない。」と陳述している。

また、A社提出の賃金台帳及び給与明細書（会社控）を見ると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得年月日は平成 17 年 2 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10315（事案 6844 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間の勤務を確認できない等として、申立ては認められなかった。

今回、申立期間当時の勤務状況等を確認する新たな資料として、B市の住居表示新旧対照名簿、C高等学校の卒業証明書の写し及び同校の学校要覧を提出するので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年1月1日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない、ii) 同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は11人であるが、そのうち10人は既に死亡又は所在不明であり、連絡の取れた1人は、「申立期間当時のことは何も覚えていない。」としているため、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、B市の住居表示新旧対照名簿、C高等学校（現在は、D高等学校へ校名を変更）を昭和26年3月10日に卒業したことを示す証明書の写し及び同校の学校要覧を提出し、申立期間当時の勤務先、通学先及び自宅は地理的に近接していたので、申立期間もA社に勤務していたと認めてほしい旨申し立てている。

しかし、勤務先に近接している中学校を昭和 26 年 3 月 10 日に卒業したことをもって、申立期間に A 社で勤務していたことを認めることはできない。

また、卒業証明書を交付した D 高等学校は、「卒業生名簿には申立人の当時の住所及び卒業時の勤務先として E 社の記載が有るものの、在学当時の勤務先までは記載されていない。」旨回答している。

さらに、F 組織は、「昭和 30 年以前の事業所名簿は保存していないため、申立期間当時の G 社の詳細は不明である。」旨回答しており、申立人が勤務したとする A 社の所在地等を確認することはできない。

加えて、G 社は、「A 社は、当社の関連会社であり、昭和 23 年頃から 33 年 9 月頃まで存続したとする社内資料が保存されている。しかし、当該資料で確認できる在籍者の中に申立人の氏名は確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 3 年 8 月 26 日に A 社に入社した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間も A 社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社の事業主の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「従業員に特段の事情がない限り、入社後、約 3 か月間は、社会保険に加入させておらず、その間の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨回答している。

また、オンライン記録において平成 3 年に A 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 5 名の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日を調査したところ、いずれも雇用保険の資格取得後、1 か月ないし 4 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚からは、「入社してから一定期間は厚生年金保険に加入できなかった。」との陳述が得られた。

これらのことから、申立期間当時、A 社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から抽出調査した上記同僚を含む複数の者からは、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 26 日から同年 9 月 14 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 社に臨時社員として入社し、B イベント会場において、同年 9 月まで C 業務を担当していた。

ねんきん特別便を確認したところ、A 社における厚生年金保険の加入記録が無かったが、当時、全期間勤務した者に支給される特別賞与をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が提出した住所録を見ると、A 社の D 職として申立人の名前が確認できるほか、複数の同僚は、「申立人は B イベントが開催されていた昭和 45 年 3 月から同年 9 月まで、同社の臨時社員として C 業務を担当していた。」と陳述していることから、申立人は、申立てどおり、同社の臨時社員として在籍し、B イベント会場で C 業務を担当していたものと認められる。

しかしながら、上記住所録から、申立人と同じグループに所属していた同僚 75 人のうち、オンライン記録が確認できる 11 人について、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、6 人には A 社における被保険者記録が確認できたものの、残り 5 人については同社での被保険者記録を確認することはできなかった。

また、上記被保険者記録が確認できなかった 5 人のうち、申立人と同様に臨時社員として C 業務を担当していた同僚は、「当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明であるが、当該期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していた。」旨陳述している。

さらに、当時の A 社の本部で人事を担当していた者は、「正社員は社会保険

に加入させていたが、期間を定めて契約していた臨時社員については社会保険に加入させていなかった。」と陳述しているほか、当時の同社E支社の総務事務担当者は、「当社では、正社員は社会保険に加入させていたが、期間を定めて契約していたそれ以外の臨時社員については、Bイベントに限らず、通常、社会保険は加入させていなかった。」旨を陳述している。

加えて、A社は、「帳票及びデータの保存期間が経過しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しているほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 10 日から 55 年頃まで

私は、昭和 53 年頃から 55 年頃まで A 市 B 区に所在した店で C 職として勤務していた。54 年 6 月からは、給与から厚生年金保険料を控除されるようになったと思う。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年頃から 55 年頃まで A 市 B 区に所在した店で C 職として勤務し、54 年 6 月から厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、勤務先が、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、勤務先の元事業主は、「当事業所は既に廃業しており、当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。また、勤務先は、個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答している。

さらに、申立人は昭和 54 年 6 月から厚生年金保険に加入したので、保険料を控除されていたと主張しているものの、申立期間当時、事業主から健康保険被保険者証を受け取った記憶はないと陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 41 年 12 月まで

年金事務所に A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を照会し、確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額より低くなっている。

申立期間の給与明細書等は所持していないが、申立期間について給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者であったその妻に対し、標準報酬月額の届出状況及び保険料控除について事情照会したところ、「当時の資料は残っていないが、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に基づく保険料額を給与から控除していた。」旨を陳述している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚からは、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査し、回答の得られた 24 名の同僚の中にも、自身の標準報酬月額が事実と反して低く届けられていると回答した者は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時、申立人と同世代の複数の同僚のうち、同じ職種に従事していたとみられる者の標準報酬月額は、申立人と同額か、又はそれを下回っているほか、他の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額となっている事情は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正

された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚からも当時の給与明細書等の提示は無く、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月から 42 年 5 月 10 日まで
② 昭和 51 年 5 月 26 日から 55 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①は、A社の社員として、派遣先のB事業所でC業務をしていた。

申立期間②は、D社を退職してE社に就職し、F業務の仕事をしていた。

申立期間に両社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が自身と同様にB事業所で勤務していたとする申立人の知人(A社とは別の事業所に所属)の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が、A社から派遣されて同事業所でC業務に従事していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人に係る厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、前述の申立人の知人も、「A社での厚生年金保険の取扱い及び申立人の保険料控除の状況までは分からない。」としている。

申立期間②については、申立人は、D社を退職後にE社で約4年6か月間勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、E社の元役員は、「申立人は、D社からE社に出向して勤務してい

た。しかし、当社には半年ぐらいしか勤務していなかったと思う。」と、また、D社において昭和52年7月11日に被保険者資格を喪失し、同日付でE社において資格を取得している者は、「私がE社で勤務を始めた時には、申立人は既に同社にはいなかった。」と陳述しており、申立人の主張と符合しない。

さらに、E社の申立期間当時の事業主の妻及び前述の元役員は、「申立人はD社からの出向社員だったので、E社では厚生年金保険に加入させていないし、給与からの保険料控除もしていない。」旨陳述している。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立人の国民年金記録を見ると、申立期間の途中である昭和54年4月23日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、52年3月10日に遡って資格が取得されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から27年1月1日まで
② 昭和27年1月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①はA社B支店で、申立期間②はC社(現在は、D社)でE社のグループに入って、いずれもF職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は、「正社員であれば、通常は人事台帳を作成しているが、申立人については人事台帳等が見つからない。」としており、また、申立人は、同社B支店での上司の名前を覚えておらず、同僚二人についても名字しか覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務の実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に資格を取得している元従業員のうち連絡先の判明した39人に照会し16人から回答を得たが、全員が申立人を知らないとしている。

加えて、申立人は、A社B支店に入社することになった経緯について、知人から働く所があると聞いたので、G区にあるA社のB支店に行き、そこで簡単な面接を受けて翌日から勤務した。」と陳述しており、前述のとおり、正社員であれば作成される人事台帳が見当たらないことを併せて考えると、申立人の雇用形態は正社員以外の臨時社員等であった可能性が考えられるところ、同社

は「申立期間当時の関係資料が無いことから、どのような採用方法があったかは不明であるが、当社では当時から臨時社員等の正社員以外の者は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、A社B支店に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、D社は、「当社の入籍簿及び除籍簿に申立人に関する記載が無いことから、申立人の在籍及び保険料控除については不明である。」としており、また、申立人は、C社での上司及び同僚の名前を覚えていないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録が有り連絡先の判明した21人に照会したが、回答があった11人全員が申立人のことを知らないと回答していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、申立人が「C社では、E社の責任者のグループに入って作業していた。」と陳述していることについて、D社は、「作業現場には下請の協力業者が何社も入りH作業に従事しているが、協力業者に所属する者については氏名等を記載した書類が無いため、個別に確認できない。ただし、申立人の話から判断すると、E社の一員として当社の作業現場で働いていたようであり、当社の社員ではないように思う。なお、下請の協力業者で作った協同組合の名簿にも、E社の名前は見当たらない。」と回答している。また、E社という事業所については、商業登記（I市G区、同市J区及び同市K区）において記録が確認できない上、厚生年金保険適用事業所整理記号簿により、L県内で同名の適用事業所が14事業所確認できたが、いずれも申立期間当時は適用事業所ではない。

加えて、C社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10322 (事案 1911 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月15日から28年2月1日まで

私は、昭和25年8月15日にA社に入社し、51年1月に退職するまで、同社及び同社の関連会社で勤務した。

入社日から昭和28年1月31日まではA社B支店に在籍し、C事業所及びD事業所で勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人提出の永年勤続表彰状等から、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことが推定できるものの、申立人は、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年2月1日に、同社E支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において、A社B支店に在籍していたことを新たな事情として申し立てしているところ、複数の同僚の陳述及び同社の社史の記録から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社B支店に所属するC事業所がF業種に業種を変えた昭和27年5月15日までの期間のうち、一定期間は同社B支店に在籍し、C事業所で勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事

業所となったのは昭和 28 年 1 月 10 日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所とはなっていない。

また、上記同僚の一人は、「私は、申立人と一緒に、C 事業所から A 社 E 支店に所属する D 事業所に転勤した。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 5 月 15 日以降は、同社 E 支店に在籍し、D 事業所で勤務していたことが推定できるところ、当該同僚も、申立人と同様に 28 年 2 月 1 日に同社 E 支店において被保険者資格を取得しており、それ以前の期間は同社及び同社の関連会社においても被保険者記録は無い。

さらに、A 社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

私は、昭和 49 年 1 月から A 社（現在は、B 社）C 支店で D 職として勤務を始め、2 か月ないし 3 か月後に正社員として登用され、同年 10 月まで勤務した。

しかし、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から保険料が控除され、健康保険被保険者証も所持していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社 C 支店長の陳述及び雇用保険の加入記録（昭和 49 年 7 月 16 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 15 日に離職）から、申立人が申立期間のうち一定期間は同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の関連資料は廃棄済みのため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況については不明であるものの、当時は従業員を採用する際、7 か月ないし 1 年半ぐらいの試用期間を設け、試用期間中は社会保険に加入させていなかったと思う。」旨回答している。

また、上記の支店長も、「申立期間当時、A 社では、D 職については、当初は歩合給の委託契約社員として採用し、一定期間経過後に勤務成績が良好であると評価した者を正社員に登用して、同時に社会保険に加入させていた。採用から 3 か月程度で正社員に登用されることはなく、申立人は、申立期間において委託契約社員であったと記憶しているので、社会保険にも加入していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、企業年金連合会は、「申立人の申立期間における厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答し、E 健康保険組合も、「申立人の申立期間における加

入記録は無い。」と回答している。

加えて、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から31年1月まで

私は、昭和30年5月から33年7月まで、A社B支店でC職として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得ができないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社B支店で勤務していたことが推定できる。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和31年2月1日に被保険者資格を取得している20人のうち連絡先が判明した4人に照会したところ、回答のあった申立人と同職種の同僚2人は、「C職は臨時社員として採用され、正社員になるまでの期間が長かった。」「C職は採用後、すぐには社会保険に加入させてもらえなかった。」とそれぞれ陳述しており、いずれも自身の記憶する入社日から1年以上経過後に被保険者資格を取得している。

また、申立期間当時、A社B支店で社会保険事務を担当したとする同僚は、「C職は定着率が悪かったため、臨時社員として採用し、正社員になるまでの期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事・給与関係書類は廃棄済みである。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月1日から48年2月27日まで

私は、昭和42年2月頃から48年2月頃まで、A業務担当の特約社員としてB社に勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入することについて同社の役員と取り決めていたので、加入していたはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人は、「B社が受注する業務を確保するA業務の特約社員であった。報酬は、受注金額に応じた歩合制で、受注の都度、同社に請求し受け取っていた。」旨陳述していることから、業務委託契約であったものと考えられるところ、申立期間当時の同社の給与事務担当者も、「給与は社員のタイムカードを基に計算していたが、申立人にはタイムカードは無かった。申立人は歩合制で報酬を得ており、一般の社員ではなかったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述している。

また、B社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人が同社での雇用契約内容及び厚生年金保険への加入等について取り決めた相手方として記憶する役員等は死亡又は連絡先不明のため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られな

い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A市B区にあるC事業所に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間には午前7時から午後3時まで勤務し、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所を経営しているD社が保管する失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の事務を兼任している親会社のE社の総務担当者は、「申立期間当時、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員を厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人と同じC事業所に勤務し、申立人を記憶している男性の元従業員は、申立期間当時にD社の親会社であるF社において厚生年金保険に加入していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、上述の総務担当者は、「当時、男性従業員は他の店への異動があるためF社に所属し、女性従業員は異動がないためD社に所属していた。」と陳述している。

加えて、上述の男性の元従業員が、C事業所において申立人の同僚であったと陳述している女性の元従業員3人は、申立人と同様にF社において厚生年

金保険の加入記録が無いことが同社に係る前述の被保険者名簿により確認でき、同人は「手取りの給与額は女性の方が男性よりも高かった。社会保険料が引かれていなかったからだと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年3月まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、A社B支店（現在は、C社）が建築中から同社に勤務し、一旦辞めて他の店で勤務したが、申立期間にまた当該事業所でD職として勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、A社B支店に昭和30年4月から32年8月まで勤務し、当該期間に厚生年金保険に加入していたとして年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求める申立てを行っていたが、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前であり、ほかに給与から厚生年金保険料を控除されていた事情も見当たらない等から、同社における勤務は推認できるものの、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回とは異なる申立期間に、A社B支店が名称変更したA社E事業所においてD職の仕事に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が同僚として記憶している4人の元従業員のうち、2人はE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、加入記録のある2人のうちの1人で自身を申立人と同じD職であったとする者(加入期間は、昭和33年9月1日から34年3月31日までの期間及び35年9月1日から平成2年7月16日までの期間)は、「申立人のことは、私がE事業所に入

社した時、先輩としていろいろ指導してもらったのでよく覚えている。私は昭和34年4月から35年8月まで、E事業所からの指示で他の事業所へ出向に行っていたので、帰ってきた時に申立人が勤めていたら記憶していると思うが、そのような記憶はない。」と陳述している上、他の1人（加入期間は、昭和33年3月16日から61年4月1日まで）は既に死亡しているため、申立人が申立期間にE事業所で勤務していたことを確認することができない。また、上述のD職であったとする者は、加入記録の無い2人について「私がE事業所に入社した当時（昭和31年4月）に在籍していた従業員であり、申立期間には在籍していなかった。」と陳述している。

さらに、E事業所に係る上記被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある元従業員のうち、所在が判明した11人に照会したところ、7人（上述のD職であったとする者を含む。）から回答があったが、いずれの者からも申立人が申立期間にE事業所において勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、回答のあった7人のうち、電話聴取できた5人全員が、申立期間当時、E事業所にはG市から移築したH建物があつたと陳述しており、C社が提出した年表においても、「昭和33年1月 G市よりH建物を移築、同年4月業務開始」と記載されているのに対し、申立人は「一度E事業所を辞めて再就職した申立期間においては、以前勤めていた時と比べて新しい建物が建っていた記憶はない。」と陳述しているほか、社員旅行についても、上述の5人全員が「年1回、研修を兼ねて一流の旅館に一泊する社員旅行があつた。」と陳述しているのに対し、申立人は「E事業所では社員旅行がなかった。」と陳述しているなど、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚と申立人との間には記憶の相違がみられる。

また、C社は申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年秋頃から30年春頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していた時期ははっきり覚えていないが、同社に昭和28年秋頃から30年春頃まで勤務したと思う。また、同社に先に入社し、競り人をしていた夫と1年ないし1年半ぐらい一緒に勤務した記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成9年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立期間当時の役員は、「会社は、平成9年1月31日に解散しており、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人について確認できない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び前述の役員並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある従業員26人のうち、所在が判明し聴取することができた3人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる陳述を得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人及び申立期間のうち、1年ないし1年半ぐらい一緒に勤務したとする申立人の夫は、A社に係る上記被保険者名

簿に記録は見当たらない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人は、i) A社での自身の職種について、「B業務していた。」と陳述しているが、前述の回答が得られた3人は「A社では、C業務をしており、B業務はしてなかった。」と陳述していること、ii) 申立人は、当該事業所の事業主を「外国人であった。」と陳述しているが、前述の役員は「申立期間の事業主は、私の父であり、外国人ではなく日本人である。」と陳述していること、iii) 申立人は、「当該事業所は二階建てで、一階は倉庫で二階が事務所となっていた。」と陳述しているが、前述の3人は「事業主の所有建物の一階が事務所となっていた。」と陳述していることから、申立人の陳述と元従業員等の陳述に相違がみられる。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社にB職として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和 59 年 9 月 1 日から平成 6 年 6 月 21 日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 9 月 1 日から平成 6 年 6 月 21 日までA社に勤務していた。」と陳述しているところ、雇用保険の記録を見ると、昭和 59 年 9 月 5 日に資格を取得、平成 6 年 6 月 20 日に離職となっている。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は昭和 59 年 9 月から平成 6 年 6 月まで勤務していた。」と陳述していることから、申立人は昭和 59 年 9 月 5 日から、A社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の書類は保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できない。しかし、B職の場合、期間は決まっていないが、申立期間当時も現在も見習期間がある。申立期間当時の見習期間における厚生年金保険の取扱いは分からないが、厚生年金保険に加入していない期間に保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る同僚 15 人のうち、所在の判明した 9 人に事情照会したところ、回答の得られた申立人と同職種の複数の同僚は、「A社では、当時、見習期間

があり、厚生年金保険には見習期間後に加入した。」旨陳述している。

さらに、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚5人の記録を調査したところ、いずれも雇用保険の資格取得日の数か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、A社では、当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の上記被保険者名簿に、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 26 日から 15 年 7 月 10 日まで

私は、平成 8 年 8 月 1 日から A 社で勤務していたが、病気になり、14 年 1 月 14 日から 15 年 7 月 10 日まで休職をした。その間、同社が勝手に健康保険の任意継続をして保険料を支払っていた。私は同社を退職する意思表示をしていないし、厚生年金保険料もずっと支払っていたので、厚生年金保険加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社 (A 社の承継事業所) における雇用保険の記録 (平成 13 年 9 月 1 日に資格を取得、15 年 7 月 10 日に離職) 及び同社の退職証明書から、雇用形態は確認できないものの、申立期間当時、申立人が同社に在籍していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、申立人の資格喪失日と同じ平成 14 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、平成 14 年 2 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同日付けで健康保険の任意継続被保険者の資格を取得し、申立期間は任意継続被保険者となっていることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、申立人は、平成 14 年 1 月 13 日から 15 年 7 月 12 日までの期間、健康保険の傷病手当金が全額 (標準報酬日額の 6 割) 支給されていることが確認できることから、申立期間当時、事業主から給与の支給は無かったものと推認される。

加えて、事業主は、「資料が残っていないためはっきりしたことは分からないが、申立人は、平成 14 年 1 月から病気になり休職したので、申立人の給与

は、13年12月分まで支給したものと考えられる。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を支払っていたと申し立てていることから、申立人に支払方法を確認したところ、申立人からは、「A社が勝手に保険料を支払い、任意継続していたので、厚生年金保険も継続していたはずである。私から同社に厚生年金保険料を支払ったことはない。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 9 月 1 日までの期間のうち、4 か月間ないし 5 か月間
② 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間のうち、4 か月間ないし 5 か月間

ねんきん特別便を見て、自身の年金記録に疑問を感じ、年金事務所に照会したところ、A社での昭和 54 年 2 月 16 日から同年 2 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録は見つかったが、44 年 11 月から 45 年 9 月までの期間に勤務したB社及びC社での厚生年金保険の加入記録は見つからなかった。

B社及びC社における在籍期間等の詳細は覚えていないが、両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険加入記録は見当たらないが、申立人が提出した昭和 44 年 12 月 22 日付けのB社の研修会に参加時の写真及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述内容から、在籍期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している同僚は見当たらず、これらの者から、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できなかった上、複数の同僚は、「申立期間当時のB社では、D業務担当の社員を大量に採用していたが、研修期間及び数か月間の

様子見期間が経過する頃には、大半の者が退職した。」旨陳述している。

また、B社に係る上記被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「B社では、入社時の研修期間及び数か月間の様子見期間には、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している上、当該同僚の一人は、「B社での私の厚生年金保険加入期間は、実際の勤務期間より短くなっており、入社から数か月間が経過した後に厚生年金保険料が控除されるようになったことを記憶している。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、昭和55年2月24日に適用事業所ではなくなっており、事業主は、既に死亡しているため、同社での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、C社（現在は、E社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、申立人を記憶している同僚は見当たらず、同社での申立人の勤務実態等を確認できないほか、申立人の雇用保険加入記録も見当たらない。

また、E社は、「昭和37年11月25日にC社が厚生年金保険の適用事業所となった以後の被保険者資格の取得者に係る資料が残存しているが、申立人に係る資料は見当たらない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、C社に係る上記被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚は、「C社では、全職種の従業員について、数か月間の見習研修期間経過後に正社員となってから社会保険に加入させる取扱いだった。自身の入社後の数か月間も、厚生年金保険の未加入期間となっている。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、C社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から31年2月末までの期間のうち約1年間

私は、昭和29年3月から31年2月末までの期間のうち約1年間、A社B支店に勤務し、主としてC業務のほか、D業務等に従事していた。

しかし、年金事務所の記録では、私がA社B支店に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月頃から30年10月頃までの期間において同社B支店に臨時雇用の従業員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社本社は、「申立期間当時の当社B支店での厚生年金保険の適用の取扱いは不明であるが、全社的には、臨時雇用の従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いが原則であった。」旨回答している上、同社B支店に係る上記被保険者名簿から、申立期間の在籍が確認でき、申立人のことを記憶する複数の同僚は、「当時のA社B支店では、臨時雇用の期間には、厚生年金保険に加入できなかった。自身も、本採用となってから厚生年金保険に加入できた。」旨陳述しており、同名簿において確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当該同僚が記憶する入社年月日から12か月ないし31か月間後であることが確認できることから、申立期間当時の同社B支店では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社B支店において賃金台帳の記帳を行っていたとする同僚は、「厚生年金保険に未加入の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは絶対にない。」旨陳述している。

さらに、A社B支店を承継した同社C支店は、「当社B支店での申立人の勤務実態等は不明であるが、当支店には、B支店での厚生年金保険の被保険者資格の取得者に係る独自の被保険者台帳が残存しており、当該台帳に申立人の氏名は見当たらない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から平成 12 年 4 月 30 日まで A 社に勤務したが、年金事務所の記録では、同社での私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 4 月 28 日となっている。

私が所持している平成 12 年 4 月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社提出の「解雇通知」から、同社は、平成 12 年 4 月 27 日付けで申立人を解雇していることが確認できる上、雇用保険の加入記録から、同社における申立人の雇用保険の離職日は同年 4 月 27 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

また、A 社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、同社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日をオンライン記録どおりの平成 12 年 4 月 28 日とする届出を行ったことが確認できる上、同社が加入する B 健康保険組合の回答から、同組合での申立人の被保険者資格の喪失日も、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の同年 4 月 28 日であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を

喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、A社での申立人の被保険者資格の喪失日は、平成 12 年 4 月 28 日であり、申立人の主張する同年 4 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、A社は、「当社は、平成 12 年 4 月 27 日付けで申立人を解雇したが、当社の給与支払方式は、月末締めで当月 25 日支払い（5 日間分を先払い）であったこと、及び厚生年金保険料を当月控除していたことから、同年 4 月分の申立人の給与から同年 4 月の厚生年金保険料を控除した。しかし、当社は、過払いとなっていた申立人の退職日後の給与の精算を同年 5 月 25 日に行った際、当該厚生年金保険料を申立人に還付済みである。」旨回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10334 (事案 2435 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年11月25日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間における保険料控除の状況を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間にA社で勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できるものの、同僚の1人は、申立期間当時、遡って厚生年金保険の資格取得手続が行われた旨陳述しているところ、社会保険事務所保管の資料によれば、同社から最初の被保険者資格取得届が提出された日は、申立期間後の昭和29年11月26日であり、同日に届出が行われた申立人を含む元従業員27人の資格取得日は、いずれも同年11月26日より前の日付であることから、これらの元従業員は、遡って厚生年金保険の加入手続が行われたことがうかがえる。このため、申立人を含む当該27人については、同年11月26日に資格取得届が提出された後に、資格取得日に遡及して厚生年金保険料が納付されたと考えられ、資格取得日前の期間については保険料を控除されていないと考えるのが相当であることなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間もA社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと改めて主張しているが、再申立てに当たり、申立人から、特段の新たな事情は示されていない。

また、今回、新たに所在が判明した同僚二人に照会したが、いずれも、「申立人を記憶しているが、申立人が勤務した時期をはっきり覚えていない。」と陳述しているほか、このうち昭和24年4月からA社で勤務したとする一人(申立人と同様に遡って資格取得手続が行われている。)は、「自身がA社で資格を取得する前に、給与から保険料を控除されていたかどうかは覚えていない。」と陳述しているため、これらの者から、申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 11 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、約 59 万円の給与を支給されていたので、当該期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたが、同年 11 月 9 日に、12 年 1 月 1 日に遡及して 36 万円に引き下げられ、また、元事業主についても申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、会社の経営状態が悪く、保険料を滞納していた。」と陳述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本並びに元事業主及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間当時、同社の総務担当役員として、厚生年金保険に係る事務に従事していたことが推認できることから、申立人も、「申立期間当時、私は、総務担当役員として、厚生年金保険に係る手続を行っていた。」と陳述している。

これらのことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に係る事務を担当する役員として、当該標準報酬月額の減額処理について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、自らの標準報酬月

額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成13年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は36万円と記録されているが、当該記録については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の記録が不合理であったとはいえない。

また、申立人提出の平成13年分源泉徴収票を見ると、社会保険料等の金額は、標準報酬月額を59万円として算出した場合の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額。）とおおむね一致しているものの、上記のとおり、申立人は、申立期間当時、A社の総務担当役員として、厚生年金保険に係る事務に従事していたと認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 26 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 31 日から 51 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和48年10月まで勤務しており、B社には49年12月から51年3月まで勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「当社は、昭和50年頃に移転しているので、当時の資料は残っていない。また、申立人の氏名も記憶していない。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員22人のうち、住所が判明した7人に照会したところ、回答があった2人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄に資格の喪失に併せて健康保険被保険者証が返納されたことを示す「返」の字に○印が付されてお

り、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は申立期間もB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、同社が適用事業所ではなくなった当時の事業主に照会しても、回答が得られないため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は、「申立人の氏名は記憶しているが、申立人が勤務した期間をはっきり覚えていない。」と陳述しているほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が有る元従業員24人（上記の同僚を除く）及び申立期間③において資格を取得している元従業員8人の合計32人のうち、所在が判明し聴取することができた13人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、上記の回答があった元従業員のうち、申立人と同職種であり、自身の入社時期を記憶しているとする3人は、いずれも申立人と同様に、入社したとする時期の約3か月後に資格を取得していることが前述の被保険者名簿により確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄に資格の喪失に併せて健康保険被保険者証が返納されたことを示す「返」の字に○印が付されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。